

高砂市社会福祉協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民とともにきめ細かい地域福祉サービスを行うため、高砂市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）に対し補助金を交付することにより、市民の福祉の向上に資する事業を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助金の対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 協議会の運営に必要な人件費（給料、職員手当（時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当及び役職加算手当を除く。）、厚生費、負担金及び交付金）
- (2) 市町ボランティア活動支援事業に係る経費
- (3) ひとり暮らし高齢者等への食事サービス事業に係る経費
- (4) ふれあいまちづくり事業の実施に必要な経費（報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金の交付)

第3条 市は、協議会に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算に定める範囲内の額とする。

(帳簿の備付け)

第5条 協議会は、当該補助事業に係る収入、支出及び事業等の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、支出及び実施事業に係る証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の規定を準用する。

- 2 市長及び協議会は、補助金の交付等に関し、国又は県から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。